

「住居を失った離職者に対する総合支援策」の
拡充に関わる意見書

急速に悪化する雇用失業情勢に対応し、住居を失った離職者を支援する「新たなセーフティネット」の構築に向けた予算措置が、政府の「経済危機対策」により行われた。この「雇用と住居を失った者に対する総合支援策」は平成21年10月から実施されている「訓練・生活支援給付」「住宅手当」「就職安定資金融資」「生活福祉資金」の4事業がそれぞれ別の申請窓口となっているなど、「セーフティネット」としての機能が十分に発揮されないことが懸念される。

このような状況を改善するためにも、国、県、市町村と関係機関が一体となった対策が図られるよう法制化を行うことが必要と考える。

よって、本市議会は、政府に対し以下の事項について強く要望する。

1. 「住居を失った離職者に対する総合支援策」事業を、迅速かつ円滑に実施するために、国、県、市町村と関係機関が一体となった対策を図られるよう法制化を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月29日

福島県伊達市議会議長 吉 田 一 政

総務大臣	原口	一博	様
財務大臣	野田	佳彦	様
厚生労働大臣	長妻	昭	様
衆議院議長	横路	孝弘	様
参議院議長	江田	五月	様